

## 第4部 災害種別対策計画

### 第1章 海上災害対策

#### 第1節 周辺海域の状況及び海上災害の態様

##### 1 本市周辺海域の状況

本市の海岸及び周辺海域は、本市港湾区域を含む東京湾側と5つの漁港区域を含む相模湾側に分かれる。

東京湾側は、その正面に浦賀水道航路及び中ノ瀬航路が位置しており、それぞれ年間に約26,000隻、約10,300隻の管制対象船舶が航行する重要な航路となっている。そのうち、約3割の船舶が危険物積載船（原油、液化石油ガス等の危険物を積載し、総トン数が1,000トン以上のもの。）である。特に浦賀水道航路は、S字形に折曲した幅員1,400mの航路で、航路脇には浅所も存在することから、接触、乗揚げ等の海難事故の発生が懸念されるほか、交通環境が複雑になる港内及び沿岸水域で事故が多発する傾向がある。

##### 2 想定する海上災害

海上災害は発生場所を地理的に分類すると、陸地に直接影響を及ぼす沿岸線水域とこれ以外の海上に大別できる。

種別としては、火災（爆発）及び石油類等危険物の流出が考えられ、船内の複雑な構造による避難行動や消火・救助活動の制約、大量の油等流出により被害が拡大する場合がある。

なお、特別防災区域に係る流出油事故等の災害応急対策については、神奈川県石油コンビナート等防災計画により行う。

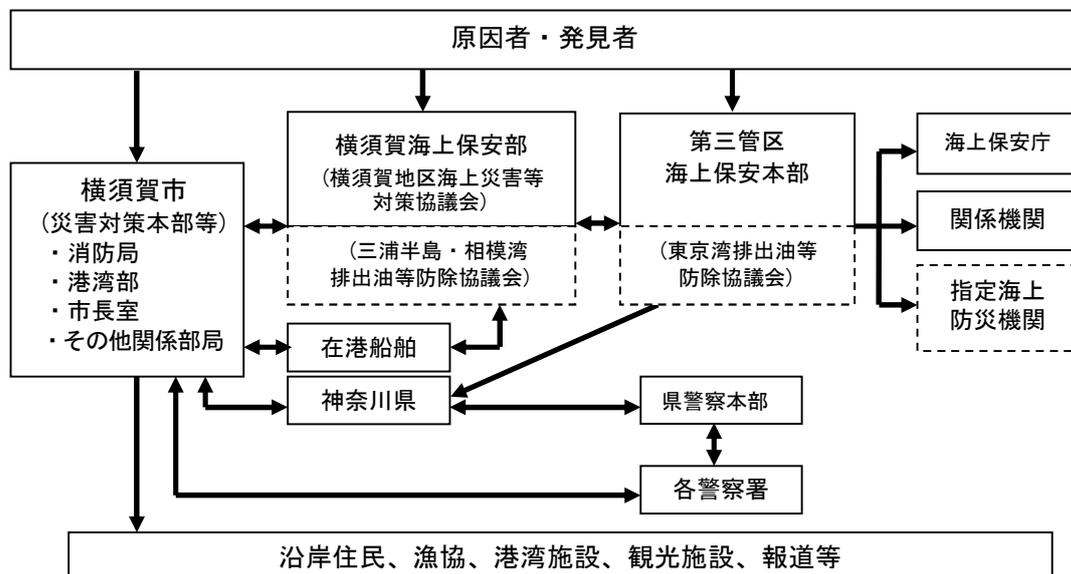
想定する海上災害	概要等
衝突事故	○交通環境が複雑になる港内及び沿岸水域での船舶同士の衝突 ○油流出や爆発、火災、沿岸への漂着を併発することでの被害拡大 【災害事例】 ◆昭和49年11月、東京湾中ノ瀬航路でタンカーと貨物船が衝突。その後タンカーから漏れ出た積荷のナフサに引火・爆発し、辺り一面が火の海と化した。
火災事故	○航行中（沖合）又は停泊中の船舶火災 【災害事例】 ◆昭和63年5月、大阪港停泊中のソ連客船火災（死者11人、負傷者35人）
爆発事故	○船舶全体や船舶周囲に被害・影響が及ぶ、又は多数の死傷者が発生するような爆発 【災害事例】 ◆2012年、韓国仁川沖でタンカータンク内の残留ガス抜き作業中に爆発（死者3人、行方不明者8人）

想定する海上災害	概要等
重油等の流出事故	<p>○大型タンカーや貨物船の衝突、座礁等が原因で、広範囲に大量の油や積荷が流出</p> <p>【災害事例】</p> <p>◆平成9年1月、島根県沖でロシア船籍タンカー「ナホトカ」号の船体が分断。 積荷の重油約6,000klが海上に流出。福井県を中心に日本海沿岸の10府県の海岸に漂着し、漁業や自然環境に大きな打撃。</p>

## 第2節 情報の収集・伝達

### 1 連絡系統図

災害情報の連絡系統は、概ね次のとおりとする。



※点線の機関は油等排出事故時のみ

### 2 災害発生情報の受理・伝達

#### (1) 災害発生情報の収集

海上災害の発生の通報を受けた関係部局は、次の事項を中心に情報の収集を行う。

区分	項目	
災害の概要	① 災害の種類	② 発生日時・場所
船舶の項目	① 船名及び総トン数	⑤ 船長
	② 船種及び船籍	⑥ 所有者及び運航者、代理店
	③ 船舶電話	⑦ 積載貨物品名
	④ 仕出港及び仕向港	
被害の状況	① 人的被害	② 火災の発生状況
気象の状況	① 気象情報	② 海象情報

区 分	項 目	
排出物質の状況	① 排出物質（品名、性状、数量等） ② 排出の状況	③ 拡散の状況 ④ 沿岸の状況（気象状況等）
今後の対応等	① 排出油等の想定量、漂流予測 ② 排出油等による被害、影響度	③ 油等防除のための措置 ④ 各機関の状況、活動方針

## （２）庁内伝達及び県への報告

海上災害発生の通報を受けた関係部局は、総合対策部（市民安全部）及び消防対策部（消防局）に収集した災害情報を報告する。

災害発生の通報を受けた総合対策部（市民安全部）及び消防対策部（消防局）は、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、各対策部は、本計画第 3 部第 4 章第 4 節により災害情報の収集・報告等を実施する。

## （３）船舶等への連絡

港湾対策部及び海上保安部は、災害関連情報を入手した場合は、巡視船艇等により航行中又は入港中の船舶への周知に努める。

また、状況に応じて、船舶海洋施設の被災状況、海上交通規制などの状況、排出油などの処理状況、水路、航路標識の異常又は復旧の状況、その他災害応急対策の実施状況等について情報提供を行う。

## 第 3 節 活動体制の確立

### 1 災害対策本部等の設置

総合対策部（市民安全部）は、収集した情報を集約し、発災後速やかに、職員の配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等の必要な体制をとる。

なお、災害対策本部及び災害警戒本部の設置に関する事項は、本計画第 3 部第 2 章に定めるところによるものとする。

### 2 関係行政機関の長等に対する防除措置の要請

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 41 条の 2 に基づき第三管区海上保安本部長、横須賀海上保安部長から、排出された油等の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることについて要請を受けた場合は、防除活動、二次災害防止等の対策を実施する。

### 3 連絡調整本部への職員派遣

総合対策部及び関係対策部は、第三管区海上保安本部内に連絡調整本部が設置された場合は、必要に応じて職員を連絡調整本部へ派遣する。

### 4 応援及び派遣の要請

総合対策部及び関係対策部は、被害規模に応じて地震災害対策計画編第 3 部第 20 章に定めるところにより、応援協定締結都市、県、防災関係機関等に応援を要請する。

## 第4節 消火、捜索、救助・救急活動等

### 1 消火活動

消防対策部は、ふ頭や岸壁等に係留された船舶等の火災につき、海上保安部と相互に連携をとり、迅速に消火活動を実施する。

なお、消防対策部と海上保安部における、本市地先海域での船舶及び海面の消火活動については、次の分担範囲で行う。

区 分	概 要
横須賀市	○ふ頭、さん橋又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入架中の船舶に対する消火活動 ○海上保安部担当範囲内での海上災害発生時の海上保安部への協力
海上保安部	○本市の担当範囲以外の船舶及び海面の消火活動 ○本市担当範囲内での海上災害発生時の本市への協力 ○周辺海域の警戒又は船舶交通の整理

### 2 捜索、救助・救急活動

項 目	概 要
関係機関との連携	消防対策部は、海上保安部、警察、神奈川県水難救済会等の関係機関と相互に連携協力し、捜索、救助・救急活動を実施する。
資機材の確保	救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。 なお、市は、必要に応じ、関係事業者等からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

## 第5節 大規模な油等排出事故に対する応急措置

### 1 原因者による措置

事故等により流出した油等の回収及び回収油の処理は、原因者である当該船舶所有者又は施設管理者等が実施することが原則であり、直ちに排除措置を講じる。

### 2 海上保安部による措置

海上保安部は、海域への大量の油等の排出情報を入手したときは、直ちに港湾管理者、消防局等に通報すると共に、巡視船艇を発動するなどして防除措置を講ずる。

また、原因者等の防除措置を講ずべき者に対し、指導又は命令する。

### 3 市が行う防除活動

港湾対策部は、大規模な油等排出事故が港湾区域内に及んだ場合、東京湾排出油等防除協議会、横須賀地区海上災害等対策協議会、三浦半島・相模湾排出油等防除協議会等と密接な連携協力のもと、直ちに防除活動を行う。

### (1) オイルフェンスの展張等

港湾対策部は、関係機関と連携・協力し、オイルフェンスの展張作業を実施する。

### (2) 沿岸漂着油等の防除活動

排出油等が本市沿岸に漂着した場合、港湾対策部及び総合対策部は、関係対策部と連携を図り、排出油等の防除に関する協議会、民間団体、ボランティア等の協力を得て漂着油等の回収活動を実施する。

### (3) 回収油等の処分

排出油等の防除に関する協議会及び市が回収した油等の処分は、油等排出事故の原因者の責任において実施することを原則とするが、緊急を要す場合や原因者が特定されない場合等やむを得ない場合は、次により処分を行う。

項目	概要
回収油等の陸揚げ	港湾対策部は、回収油等の陸揚げ場所、ストックヤードを決定し、回収油等の量や性状等を把握する。
回収油等の処分	特に緊急を要し、市が回収油等の処分を行うことがやむを得ない場合には、環境対策部は港湾対策部から回収油等の陸揚げの情報に基づき、次に示した回収油処理計画を策定し処理を実施する。 ○回収油等の陸揚げ場所 ○回収量及び回収形態 ○運搬方法及び処分先の受入れ量 ○処分実施期間 など

## 4 環境モニタリング等の実施

### (1) 大気、水質等の環境モニタリング

環境対策部は、流出油等の動向に応じて関係機関と協力し、大気、水質等の環境モニタリング等を実施するとともに、汚染度合いに応じて、関係対策部や関係機関とともに必要な措置を講ずる。

### (2) 衛生監視等の実施

健康対策部は、水産物保護、海水浴場の保全、環境保全のための水質検査等を行うとともに、汚染水産物の監視及び営業者への周知を行う。

## 5 汚染水産物対策

### (1) 汚染水産物の流通防止

健康対策部は、経済対策部と連携し、流出油等による汚染が疑われる水産物の流通を防止する。

### (2) 市民等からの相談対応

健康対策部は、必要に応じて汚染水産物に対する市民からの相談窓口を設置する。

## 6 災害広報

### (1) 市民への情報提供

総合対策部は、地震災害対策計画編第3部第4章第5節に基づき、次の事項を中心に市民への情報伝達を行い、社会的混乱を防止する。

項目	内容
広報事項	○発生した海上災害の概要 ○市の対応状況 ○油等、揮発成分の人体への影響、汚染水産物への注意 ○油等の漂着状況 ○沿岸市民利用施設等の状況 など

### (2) 沿岸関係者等への情報提供

項目	内容
漁業協同組合への情報提供等	経済対策部は、漁業協同組合に対して、次の情報提供及び収集を行う。 ○事故概要、油等の影響・動向 ○漁港被害状況の収集 ○水質検査の結果 ○大気汚染の状況 ○漁業協同組合のとり措置
沿岸立地企業、海水浴場組合等への情報提供等	関係対策部は、必要に応じて、沿岸部の関連する民間施設に対し、前記の漁業協同組合に準じた情報提供及び必要な情報収集を行う。

### (3) 報道機関への情報提供

総合対策部は、必要に応じて地震災害対策計画編第3部第4章第6節に基づき、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関への情報提供を行う。

## 第6節 避難及び安全対策

### 1 沿岸住民への避難勧告等

総合対策部は、関係対策部及び防災関係機関と連携し、大規模な油等排出事故により、沿岸住民の安全を確保する必要がある場合には、本計画第2部第5章に定めるところにより、避難勧告・指示及び警戒区域の設定等、必要な措置を行う。

### 2 船舶に関する避難及び安全対策

海上保安部及び港湾管理者は、関係機関との緊密な連絡のもとに、港則法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、港内及び船舶に対する安全対策を実施する。

項目	概要
避難の勧告等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○航行制限措置</li> <li>○危険物の除去等に関する勧告、障害物の除去又は命令</li> <li>○船舶に対する避難勧告</li> <li>○その他必要な措置</li> </ul>
船舶乗客等の避難	海上保安部は、多数の人員を収容する客船などで火災等の事故が発生した場合においては、必要に応じて市に協力を求め、港湾施設及びその周辺に船舶の乗客・乗員の避難場所を確保し、市、警察等の関係機関と協力して避難場所への誘導を行い、乗員の責任者、又は海運代理店等と協力して乗客・乗員名簿による安否確認を行う。
在港船舶対策	港湾管理者は、災害の発生が予測される場合は、海上保安部と緊密な連絡をとり、在港船舶に対して、状況判断により荷役作業の中止や港外退避を命じる。
危険物の保安措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○危険物積載船舶の保安について、関係機関と緊密な連絡をとるとともに、必要に応じて移動を命じ、航行を制限又は禁止する。</li> <li>○危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。</li> </ul>

### 3 海上における治安の維持

海上保安部は、海上における治安の維持を図るため、巡視船艇による警戒を実施し、海上犯罪の予防取締りにあたる。

## 第7節 交通の規制・緊急輸送の確保

交通の規制及び傷病者、医師、避難者、救援物資等の輸送のための対策は、次により行う。

実施機関	内容
海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。</li> <li>○海上交通の安全を確保するため、船舶交通の整理指導を行い、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。</li> <li>○海難船舶又は漂流物などにより船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、船舶所有者等に対し、これらの除去とその他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ又は勧告する。</li> </ul>
警察	危険防止及び応急対策のため、本計画第3部第8章に定めるところにより、必要に応じて交通規制を実施する。
道路管理者	交通規制に当たって、海上保安部、警察、市及びは、相互に密接な連絡をとるものとする。
港湾管理者	海上災害等による港内障害物については、港内航行に必要な水路の確保及び港内施設の保全等のため、速やかに除去する。

## 第8節 復旧対策

### 1 市民利用施設の復旧

関係対策部は、海水浴場、臨海部公園、海釣り場等、海岸部の市民利用施設での漂着油等、水質汚染等が確認された場合は、必要に応じて次の対策を実施することにより、早急な復旧に努める。

項目	概要
市民利用施設の復旧	○施設の閉鎖 ○利用者及び関係者等に対する広報 ○漂着油等の回収 ○水質浄化対策の実施

### 2 経済対策

経済対策部は、漂着油や水質汚染等により、漁業、観光業、企業活動に被害や影響が確認された場合は、次の活動を実施し、早急な復旧に努める。

項目	概要
経済全般対策	必要に応じて緊急融資、観光宣伝など適切な対策を実施
水産物対策	○汚染水産物の排除 ○漁業協同組合及び民間事業者からの相談対応 ○県への状況報告

### 3 排出油等の防除活動経費の処理

海上事故に伴う流出油等の防除に要した経費については、油濁損害賠償保障法に基づき船舶所有者が原則として無過失責任を負うこととなっているため、船舶所有者に求償する。

項目	概要
活動記録の整備	各対策部は、活動経費の請求のため必要な活動資料を整え、総合対策部に報告する。
協力要請による防除活動に要した経費	協力要請に基づき横須賀地区海上災害等対策協議会が防除活動に要した経費については、一般的に油等排出原因者からの補償が数年後になることから、負担の軽減を図るため一定の範囲のものに限って、港湾管理者が一時立替払いをすることとし、その後、原因者への請求処理を行うこととする。
経費の請求	総合対策部は、財政対策部及び県と連携を図り、船舶所有者等に対して経費の請求を行う。

## 第2章 鉄道災害対策

### 第1節 市内鉄道網の状況及び鉄道災害の態様

#### 1 本市における鉄道網の状況

本市域における鉄道事業者は、東日本旅客鉄道株式会社（以下、JR東日本）及び京浜東北線電鉄株式会社（以下、京急電鉄）の2事業者で、本市域内には、JR東日本の横須賀線（4駅、営業キロ数約11km、踏切14箇所）、京急電鉄の本線（11駅、約13km、踏切22箇所）及び久里浜線（6駅、約10km、踏切14箇所）の3路線が営業している。

これらの路線は、市内の主な通勤・通学のための交通手段となるとともに、沿線行楽地への旅客の輸送手段である。

なお、各路線とも本市域の地形からトンネルが多く、市内には32箇所のトンネルがあり、事業者による土砂崩れや地滑り等の法面防護の強化が求められる。

#### 2 想定する鉄道災害

本章では、次の災害を想定し、必要な対策を規定する。

項目	概要
想定する鉄道災害	多数の死傷者が発生する列車の衝突・脱線・転覆・火災等 【災害事例】 ◆平成17年4月、JR西日本福知山線の塚口駅・尼崎駅間で発生した列車脱線事故。（死者107人、負傷者562人）

### 第2節 鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、初期消火、避難誘導、被害拡大の防止措置、立入制限等事故の状況に応じた応急措置を講じる。

なお、対応にあたっては、負傷者の救護を最優先とし、二次災害の防止に万全の措置を講じるとともに、最も安全と認められる方法により、迅速かつ的確にこれを行う。

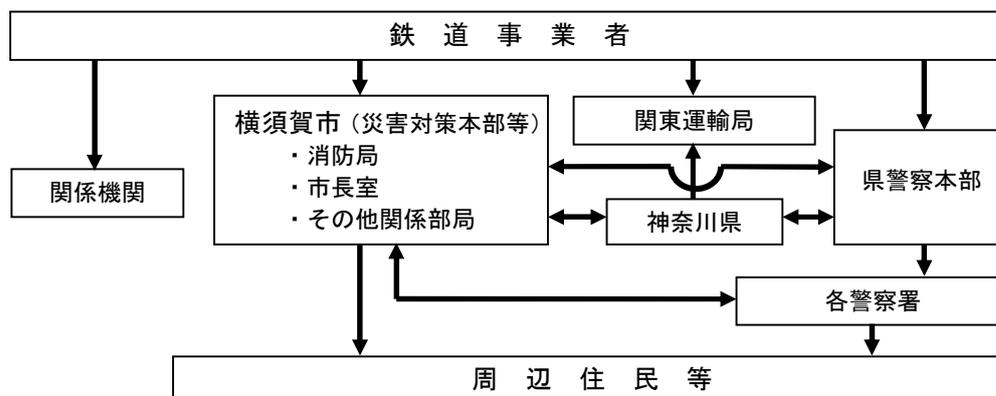
項目	概要
対策本部等の設置・運営	鉄道災害により、著しい支障又は社会的に甚だしい影響が発生した場合は、その状況に応じて対策本部等を設置し、応急措置又は応急復旧措置を講じ、被害を最小限に防止する
情報の収集・通報活動	事故発生後、直ちに事故状況等について情報収集を行い、鉄道事業法に基づき関東運輸局に事故の報告を行うとともに、関係機関に通報する。
消防機関等への通報	鉄道災害を覚知したときは、速やかに消防機関等に対し、災害の態様等を確認し、救急・救助・消火活動について出動要請を行う。

項目	概要
乗客の安全確保	鉄道災害が発生した場合は、ケガ人を安全な場所に收容するなど負傷者の救護を最優先する。 また、二次的被害を防止するため、事故発生列車及び後続列車等について適切な停止措置を行う。
避難誘導・広報活動	乗客等に対し、事故の態様、被害の状況及び振替輸送等の広報を行うとともに、必要に応じて、駅構内の旅客又は列車内の乗客を安全な場所へ誘導する。 特に、負傷者、高齢者、乳幼児等の要援護者を優先して誘導し、動揺、混乱を招かないようにする。
報道機関への通知	鉄道災害が発生し、社会的に影響を及ぼすおそれのあるときは、報道機関に通知する。
代替交通手段の確保	他の路線への振替輸送、バス代行輸送等、代替交通手段の確保に努める。

### 第3節 情報の収集・伝達

#### 1 連絡系統図

災害情報の連絡系統は、概ね次のとおりとする。



#### 2 災害発生情報の受理・伝達

##### (1) 災害発生情報の収集

鉄道災害の発生の通報を受けた関係部局は、次の事項を中心に情報の収集を行う。

区分	項目
災害の概要	①・発生日時・場所 ②・事故の概要 ③・火災発生の有無
事故車両の概要	① 鉄道事業者名 ② 車両種類
人的被害の状況	① 乗客・乗員数 ② 要救助者、傷病者の有無と状況
鉄道施設の状況	駅舎、軌道、トンネル、高架橋等の状況
気象の状況	① 気象情報（風速、風向、降雨など）
今後の対応等	① 地域住民の避難の必要性、避難状況 ② 鉄道機関の措置状況 ③ 各機関の状況、活動方針

## (2) 庁内伝達及び県への報告

鉄道災害発生のお知らせを受けた関係部局は、総合対策部及び消防対策部（消防局）に収集した災害情報を報告する。

災害発生のお知らせを受けた総合対策部（市民安全部）及び消防対策部（消防局）は、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、各対策部は、本計画第3部第4章第4節により災害情報の収集・報告等を実施する。

## 第4節 活動体制の確立

### 1 災害対策本部等の設置

総合対策部は、収集した情報を集約し、発災後速やかに、職員の配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等の必要な体制をとる。

なお、災害対策本部及び災害警戒本部の設置に関する事項は、本計画第3部第2章によるものとする。

### 2 応援及び派遣の要請

総合対策部及び関係対策部は、被害状況の把握に努め、被害の規模に応じて、地震災害対策計画編第3部第20章に定めるところにより、応援協定締結都市、県、関係事業者等に応援を要請する。

## 第5節 消火、救助・救急活動

鉄道施設における大規模な災害が発生した場合は、多数の人的被害と二次災害発生による被害の拡大も予想される。

このため、消防対策部は、事前計画等に基づき、人命救助を最優先とした、災害事象に応じた迅速的確な消火、救助・救出活動を実施する。

## 第6節 避難対策及び災害広報

### 1 避難対策

総合対策部及び防災関係機関は、当該施設付近の地域住民に被害の及ぶおそれがあると認められる場合は、本計画第3部第5章に定めるところにより、避難勧告・指示及び警戒区域の設定等、必要な措置を行う。

### 2 災害広報

総合対策部及び関係対策部は、鉄道災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報等を市民に適切に提供し、社会的混乱を防止する。

## 第7節 応急復旧対策

鉄道事業者は、不通区間のバスによる代行輸送や他の路線への振替輸送等により輸送確保を努めるとともに、災害等によって被害を受けた鉄道施設（駅舎、軌道、橋りょう、トンネル、踏切道等）については、速やかに施設復旧を行い、早期の平常運行への回復を図る。

## 第3章 道路災害対策

### 第1節 自動車専用道路の状況及び道路災害の態様

#### 1 本市における自動車専用道路の状況

本市内の自動車専用道路は、横浜横須賀道路、神奈川県道28号本町山中線、三浦縦貫道路である。各路線とも本市中央部の山間部を通過している上、横浜横須賀道路の衣笠I.C以南、本町山中塚山トンネルから本町側、三浦縦貫道路料金所以南は市街地と隣接しているため、自動車専用道路内で発生した事故以外にも沿線火災等による被害、逆に自動車専用道路から沿線地域、各路線と立体交差する他の一般道路及び鉄道に及ぼす被害の可能性も考慮しなければならない。

また、本市の地域特性上、各路線には、カーブ、トンネル及び高架橋が多く、事故の発生確率を増し、発生後の被害を増大させるおそれがある。

道路名称	区 間	道路管理者
横浜横須賀道路	横浜方面から馬堀海岸I.C	東日本高速道路(株)
神奈川県道28号 本町山中線	横浜横須賀道路横須賀I.Cから 横須賀市街地(本町3丁目)	神奈川県 横須賀土木事務所
三浦縦貫道路	横浜横須賀道路衣笠I.Cから 小田和湾方面国道134号(林5丁目)	神奈川県道路公社

#### 2 想定する道路災害

本章では、自動車専用道路における自動車の衝突、車両火災及び危険物の流出等により多数の死傷者が発生又はそのおそれがある場合を想定し、必要な対策を講じる。

項 目	概 要
想定する道路災害	<ul style="list-style-type: none"><li>○多数の死傷者が発生する自動車専用道路における衝突事故、車両火災</li><li>○自動車専用道路での車両事故に伴う危険物の大量流出等</li></ul> <p>【災害事例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆昭和54年7月、東名高速道路日本坂トンネル(静岡)での車両多重衝突・炎上事故(死者7名、負傷者3名、被害車両170台)</li><li>◆平成9年8月、東名高速道路の菊川町付近でタンクローリーが横転。漏えいした化学薬品が河川に流出し、異臭により付近住民が一時的避難</li><li>◆平成24年12月、中央自動車道笹子トンネル(山梨)で、天井板が崩落(死者9人、負傷者2名)</li></ul>

## 第2節 道路管理者の活動体制

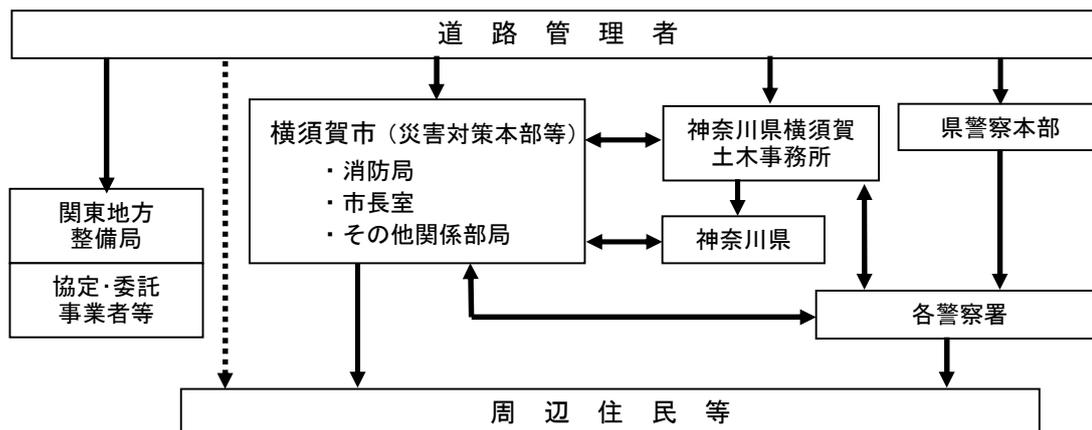
道路管理者は、自動車専用道路における自動車の衝突、車両火災及び危険物の流出等により多数の死傷者が発生した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに災害の拡大の防止のため、必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等の必要な対策を講じる。

項目	概要
初動体制の確立	事故による被害拡大を防ぎ、道路交通を確保するため、早急に初動体制（防災体制等）を確立する。 あわせて協定会社等の体制についても確認し、応急活動の終了後、速やかに復旧作業に移行できるよう調整する。
情報の収集・通報活動	事故発生後、直ちに事故状況等について情報収集を行い、消防、警察等関係機関に通報する。
初期消火活動	各道路管理者は、防災用資機材を活用し、初期消火を実施する。 ただし、消防機関の到着後は、消防機関と協力し、その指示に従い消火活動に協力する。
危険物への措置	各道路管理者は、事故により危険物の漏えい・流出の恐れがある場合には、適切な応急措置を実施する。 なお、危険物の漏えい・流出の際は、速やかに消防及び警察機関へ通報するとともに、漏えい・流出の拡大防止措置や、周辺住民等への対応呼び掛け、危険物の回収作業等の対策を迅速に実施する。
負傷者の応急救護	負傷者のある時は、応急救護に努めるとともに、到着した救急隊員に対し、負傷者の引継を行う。
道路利用者への情報提供	得られた情報から危険情報、交通規制の内容を道路情報版等で道路利用者へ周知する。
交通規制の実施	被害の状況により、管轄警察署と協議し、必要な道路区間及び区域について、通行を禁止し、又は制限する等の交通規制を実施し、緊急車両の通行路及び通行車両の迂回路を迅速に確保する。 また、警察と協力のもと、事故現場付近に滞留している利用者車両の誘導を実施する。
緊急措置の実施	道路施設の損壊については、協定会社等と協力し、応急復旧等の緊急措置を実施する。
報道機関への通知	事故が発生し、社会的に影響を及ぼすおそれのあるときは、報道機関に通知する。

## 第3節 情報の収集・伝達

### 1 連絡系統図

災害情報の連絡系統は、概ね次のとおりとする。



## 2 情報の収集

### (1) 災害発生情報の収集

自動車専用道路における大規模な事故の発生の通報を受けた関係部局は、次の事項を中心に情報の収集を行う。

区分	項目	
災害の概要	①・発生日時・場所 ②・事故の概要	④ 火災発生の有無 ⑤ 危険物等による被害拡大の有無
事故車両の概要	① 車両種類（自家用、旅客、貨物等）と台数	② 積載物の種類、形態 ③ 危険物の有無
人的被害の状況	① 乗客・乗員数	② 要救助者、傷病者の有無と状況
道路施設の状況	① 道路施設の破損状況	② 災害現場周辺地域の状況
気象の状況	気象情報（風速、風向、降雨など）	
今後の対応等	① 地域住民の避難の必要性、避難状況	② 道路管理者の措置状況 ③ 各機関の状況、活動方針

### (2) 庁内伝達及び県への報告

自動車専用道路における大規模な事故の発生の通報を受けた関係部局は、総合対策部及び消防対策部（消防局）に収集した災害情報を報告する。

災害発生の通報を受けた総合対策部及び消防対策部（消防局）は、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、各対策部は、本計画第3部第4章第4節により災害情報の収集・報告等を実施する。

## 第4節 活動体制の確立

### 1 災害対策本部等の設置

総合対策部は、収集した情報を集約し、発災後速やかに、職員の配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

なお、災害対策本部及び災害警戒本部の設置に関する事項は、本計画第3部第2章によるものとする。

## 2 応援及び派遣の要請

総合対策部及び関係対策部は、被害状況の把握に努め、被害の規模に応じて、地震災害対策計画編第3部第20章に定めるところにより、応援協定締結都市、県、関係事業者等に応援を要請する。

## 第5節 消火、救助・救急活動

消防対策部は、自動車専用道路から発生した災害について通報を受けたときは、必要に応じて、隣接市町との消防相互応援協定に基づき対処するとともに、消防部隊、救助隊、救急隊等はあらかじめ定める「消防部隊出場計画」に基づき出場し、警察、道路管理者から情報収集を行いつつ、人命救助を最優先とした、災害事象に応じた迅速的確な消火、救助・救急活動を行う。

## 第6節 避難対策及び災害広報

### 1 避難対策

総合対策部及び防災関係機関は、事故が発生した区間付近の地域住民に被害の及ぶおそれのあると認められる場合は、本計画第3部第5章に定めるところにより、避難勧告・指示及び警戒区域の設定等、必要な措置を行う。

### 2 災害広報

総合対策部及び関係対策部は、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報等を市民に適切に提供し、社会的混乱を防止する。

## 第7節 応急復旧対策

### 1 道路機能の回復

道路管理者は、迅速・的確な障害物の撤去、道路災害によって被害を受けた道路施設の改修等の緊急措置を実施し、早期の道路交通確保に努める。

なお、道路施設の修復に当たっては、協定会社等の関係業者への出動を要請し、速やかに復旧を図るものとする。

### 2 道路の緊急点検

道路管理者は、被災箇所における道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

また、結果として改修等の措置が必要な箇所については、早急に改修計画を作成し、必要な措置を講じるものとする。

## 第4章 危険物等災害対策

### 第1節 危険物等の定義と危険物等災害の態様

#### 1 危険物等の定義

本章の対象となる危険物等とは、次の法令で定められるもので、災害等が発生した場合に、市民生活、経済活動及び環境等、社会的に大きな影響を与えるおそれがある物質とする。

種 別	定 義
危険物	消防法第2条第7号に定めるもの
高圧ガス	高圧ガス保安法第2条に定めるもの
液化石油ガス	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条に定めるもの
毒劇物	毒物及び劇物取締法第2条に定めるもの
火薬類	火薬類取締法第2条に定めるもの

#### 2 危険物等災害の態様

本章では、次の災害を想定し必要な対策を講じるものとする。

項 目	概 要
想定する危険物等災害	<p>○市街地等に設置されている危険物等の製造、貯蔵又は取り扱う施設等において危険物等を起因として発生した漏えい、流出、火災、爆発（以下、危険物災害等）</p> <p>○危険物等の輸送中に発生した危険物災害等</p> <p>【災害事例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆平成14年3月、宮崎県延岡市の化学工場で出火。有毒ガス発生のおそれから、工場から半径1km以内の3,698世帯、9,407人に避難勧告(約8時間)</li><li>◆平成13年1月、石川県加賀市で走行中の大型タンクローリーが横転。劇物トリクロロシランが流出・炎上し、周辺住民が280人避難、24名が頭痛等を訴え</li></ul>

なお、災害の起因となった危険物等の種類や数量を勘案し、広域的な影響等を与えない危険物災害等については、本章の想定から除くものとする。

また、特別防災区域に係る災害については、神奈川県石油コンビナート等防災計画により、自動車専用道路において危険物等を輸送中に発生した危険物災害等については、本計画第4部第3章「道路災害対策」により対応する。

## 第2節 危険物等事業者の活動体制

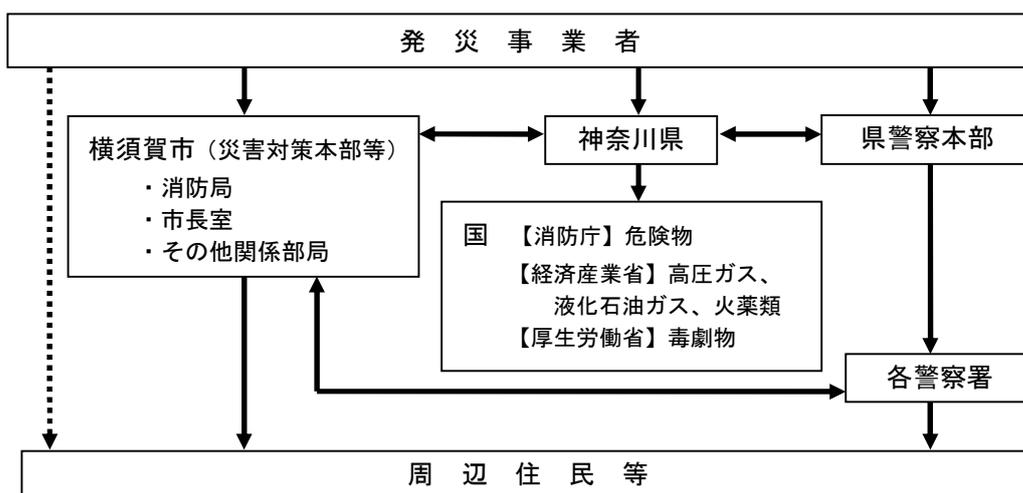
危険物等事業者（施設管理者を含む）は、危険物等施設又は輸送中に危険物災害等が発生した場合には、次により応急対策を実施する。

項目	概要
関係機関への通報	消防機関、警察及び関係行政機関に速やかに危険物災害等の発生を通報する。
災害対策組織の設置	計画に基づき、発災後速やかに、職員の配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。
初期消火活動等	消防隊等が危険物災害等の現場に到着するまで、初期消火、拡大防止又は人命救助活動を実施する。
危険物等の漏えい・流出への措置	危険物の漏えい・流出の恐れがある場合には、適切な応急措置を実施する。 なお、危険物の漏えい・流出が生じた場合には、速やかに消防及び警察機関へ通報するとともに、漏えい・流出の拡大防止措置や、周辺住民等への対応呼び掛け、危険物の回収作業等の対策を迅速に実施する。
避難誘導	非常放送設備等を活用し、施設内の従業員等に対して危険物災害等の状況を放送し、安全な避難誘導を実施する。

## 第3節 情報の収集・伝達

### 1 連絡系統図

災害情報の連絡系統は、概ね次のとおりとする。



### 2 災害発生情報の受理・伝達

#### (1) 災害発生情報の収集

危険物等施設における災害の発生の通報を受けた関係部局は、次の事項を中心に情報の収集を行う。

区 分	項 目	
災害の概要	① 発生日時・場所 ② 事故の概要 ③ 火災発生の有無 ④ 発災施設の破損状況	⑤ 危険物の種類とその特性 ⑥ 危険物等の周辺への拡散、漏えいの有無
人的被害の状況	① 要救助者及び傷病者の有無と状況 ② 物質に応じた治療方法等の医療情報	
気象の状況	気象情報（風速、風向、降雨など）	
今後の対応等	① 地域住民の避難の必要性、避難状況	② 危険物等事業者の措置状況 ③ 各機関の状況、活動方針

## （２）庁内伝達及び県への報告

危険物等施設における災害発生の通報を受けた関係部局は、総合対策部及び消防対策部（消防局）に収集した災害情報を報告する。

災害発生の通報を受けた総合対策部及び消防対策部（消防局）は、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、各対策部は、本計画第 3 部第 4 章第 4 節により災害情報の収集・報告等を実施する。

## 第 4 節 活動体制の確立

### 1 災害対策本部等の設置

総合対策部は、収集した情報を集約し、発災後速やかに、職員の配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等の必要な体制をとるものとする。

なお、災害対策本部及び災害警戒本部の設置に関する事項は、本計画第 3 部第 2 章によるものとする。

### 2 応援及び派遣の要請

総合対策部及び関係対策部は、被害状況の把握に努め、被害の規模に応じて、地震災害対策計画編第 3 部第 20 章に定めるところにより、応援協定締結都市、県、関係事業者等に応援を要請する。

## 第 5 節 消火、救助・救急活動

消防対策部は、「消防部隊出場計画」に基づき、消防、救助・救急部隊を出場させ、事故の発生状況によって、危険物施設等消防活動基準、ガス漏れ事故に関する消防活動基準、毒・劇物関係施設火災消防活動基準、多数傷病者発生時の救助救急活動基準等に基づいた活動を行う。

なお、消防隊員の汚染の防止及び施設内外への汚染拡大防止の観点から、被災事業者、県及び関係機関と緊密な連携による可能な範囲の防除活動を実施しつつ、消火、救助・救急活動を実施する。

## 第6節 避難対策及び災害広報

### 1 避難対策

総合対策部及び防災関係機関は、当該施設付近の地域住民に被害の及ぶおそれがあると認められる場合は、本計画第3部第5章に定めるところにより、避難勧告・指示及び警戒区域の設定等、必要な措置を行う。

### 2 災害広報

総合対策部及び関係対策部は、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報等を市民に適切に提供し、社会的混乱を防止する。

## 第7節 下水道への流入の際の対応

上下水道対策部は、消防対策部、警察等と協力・連携し、情報収集、水質分析等による危険物等の流入の有無の特定及び下水道における二次災害の防止に努める。

項目	内容
浄化センターの処理機能保全	流入物質の性状に合わせ、貯留、回収などの対応により浄化センターの処理機能を保全する。
公共用水域への流出防止	河川等への流出防止等、環境への影響を最小限に抑制するよう努める。
被害調査の実施	危険物等により影響を受けた下水管を調査し、緊急性を要するものについては、補修等を実施する。
人的二次被害の防止	管渠内等で作業を行う場合は、有毒ガスの発生を想定し、作業者の安全確保を図る。

## 第8節 環境保全対策

関係対策部は、危険物等事故により、大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合は、関係機関と連携を図り、住民への被害防止と生活環境への影響拡大を防止する。

## 第9節 応急復旧対策

危険物等については、その扱いが特殊なものもあるため、応急復旧にあたっては適切な方法で実施する。

### 1 汚染物の除去及び施設の復旧

原因事業者は、本市及び関係機関の指導・助言のもと、危険物等及び汚染物の除去及び除染作業を実施する。

### 2 各種制限措置等の解除

原因事業者及び本市は、汚染物質等の除去状況等を総合的に判断して、災害発生に伴い発出した各種指示及び制限措置を解除する。

その際は、必要に応じて専門家等の指導・助言を得ることとする。

## 第5章 放射性物質等災害対策

### 第1節 放射性物質等災害の態様

本章では、次の災害を想定し必要な対策を講じるものとする。

項目	概要
想定する放射性物質等災害	<p>○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条に規定する放射線同位元素及びこれによる汚染物質（以下、放射性物質等）を取り扱う施設等における火災及び爆発、また、放射性物質等の漏えい、流出（以下、放射性物質災害等）</p> <p>○放射性物質等の輸送中に発生した放射性物質災害等（原子力災害対策計画編の対象となる災害を除く）</p> <p>○域本市に影響を及ぼす可能性のある市域外における放射性物質の大量漏えい等</p> <p>【災害事例】</p> <p>◆平成25年5月、茨城県東海村の日本原子力研究開発機構実験施設内で放射性物質が漏えい。34人が内部被ばく、放射性物質が施設約1km先まで拡散した可能性</p>

### 第2節 放射性物質等取扱事業者の活動体制

事業者又は輸送管理者を含む施設管理者（以下、事業者等）は、放射性物質等を取り扱う施設又は輸送中に放射性物質災害等が発生した場合には、次により応急対策を実施する。

項目	概要
関係機関への通報	消防機関、警察及び関係行政機関に速やかに放射性物質災害等の発生を通報する。
災害対策組織の設置	計画に基づき、速やかに職員の配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。
初期消火活動等	消防隊等が放射性物質災害等の現場に到着するまで、初期消火、拡大防止又は人命救助活動を実施する。
避難誘導	非常放送設備等を活用し、施設内の従業員等に対して、放射性物質災害等の状況を放送し、安全な避難誘導を実施する。
情報提供等	<p>事業者等又は防火管理者は、消防機関が現場に到着した場合は、次の事項を積極的に提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放射性物質災害等の発生場所等の状況</li> <li>○ 扱っている放射性物質等の種類と性状</li> <li>○ 緊急モニタリング（放射線測定）の状況</li> <li>○ 初期消火又は初期活動の状況</li> <li>○ 人命危険の状況</li> <li>○ その他消防活動上必要な事項</li> </ul>

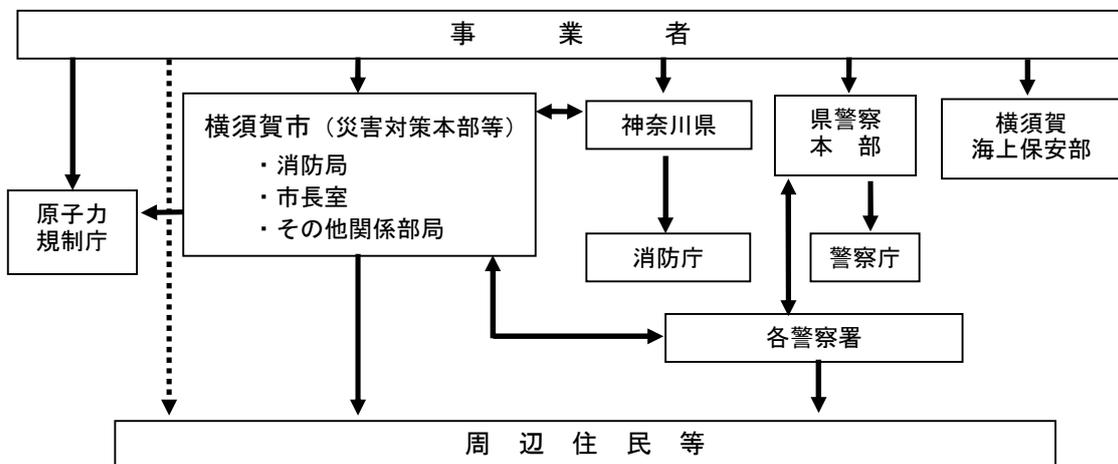
項目	概要
被害拡大防止措置	放射性物質等の漏えい及び流出の防止、爆発のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検、火災の防止措置等、施設の状況に応じた被害拡大防止措置を実施する。

### 第3節 情報の収集・伝達

#### 1 発災直後の情報の収集・連絡

##### (1) 連絡系統図

災害情報の連絡系統は、概ね次のとおりとする。



#### 2 災害発生情報の受理・伝達

##### (1) 災害発生情報の収集

放射性物質等災害の発生の通報を受けた関係部局は、次の事項を中心に情報の収集を行う。

区分	項目	
災害の概要	① 発生日時・場所 ② 事故の概要 ③ 火災発生の有無 ④ 発災施設の破損状況 ⑤ 放射線測定状況	⑥ 延焼及び汚染区域の範囲、拡大の有無 ⑦ 取り扱っている放射性物質の種類 ⑧ 事業者等による初期活動状況
輸送時における事故車両等の概要	① 車両等の諸元と状態	② 積載物の種類、形態
人的被害の状況	① 要救助者、傷病者の有無 ② 要救助者の被ばく程度と状況	
気象の状況	気象情報（風速、風向、降雨など）	
今後の対応等	① 住民避難の必要性、避難状況	② 事業者等の措置状況 ③ 各機関の状況、活動方針

## (2) 庁内伝達及び県への報告

放射性物質等災害の発生の通報を受けた関係部局は、総合対策部及び消防対策部（消防局）に収集した災害情報を報告する。

災害発生の通報を受けた総合対策部及び消防対策部（消防局）は、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、各対策部は、本計画第3部第4章第4節により災害情報の収集・報告等を実施する。

## 第4節 活動体制の確立

### 1 災害対策本部等の設置

総合対策部は、収集した情報を集約し、発災後速やかに、職員の配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとり、災害応急対策上必要と認める場合は、原子力災害対策計画編第4部応急対策計画（原子力施設等）の定めるところにより、次の対策を実施するものとする。

なお、災害対策本部及び災害警戒本部の設置に関する事項は、本計画第3部第2章によるものとする。

項目	概要
応急対策の実施事項	<ul style="list-style-type: none"><li>○救出救助・救急活動</li><li>○消火活動</li><li>○医療救護活動</li><li>○周辺住民に対する災害広報</li><li>○警戒区域の設定</li><li>○周辺住民等に対する屋内退避又は避難の勧告、指示、避難誘導</li><li>○避難所の開設、運営管理</li><li>○その他必要な措置</li></ul>

### 2 放射線測定体制の強化

総合対策部は、県及び関係機関との連携のもと、モニタリング活動を行い、放射性物質等による環境への影響について把握し、必要に応じて国の専門家の助言を踏まえつつ、各種応急対策の方針を決定するとともに、その結果を速やかに公表する。

### 3 応援及び派遣の要請

総合対策部及び関係対策部は、被害状況の把握に努め、被害の規模に応じて、地震災害対策計画編第3部第20章に定めるところにより、応援協定締結都市、県、関係事業者等に応援を要請する。

## 第5節 消火、救助・救急活動及び医療救護活動等

### 1 消火、救助・救急活動

消防対策部は、放射性物質の汚染拡大地域を重点に、消火活動及び要救助者に対する救助・救急活動や消火活動を実施するとともに、周辺住民や活動隊員への二次被ばく防止に十分配慮し、迅速かつ的確な消防活動を実施する。

また、消防活動に必要な警戒区域の設定は、本計画第3部第6章第2節により実施する。

### 2 医療救護活動

健康対策部は、医療機関等と緊密に連携し、放射性物質等による汚染及び二次被ばくに十分配慮し、医療救護活動を実施する。

## 第6節 避難対策及び災害広報

### 1 避難対策

本部長（市長）等は、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、屋内退避又は避難の勧告・指示を実施する。

### 2 災害広報

総合対策部及び関係対策部は、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報等を市民に適切に提供し、社会的混乱を防止する。

## 第7節 応急復旧対策

放射性物質及び放射線は特異な性質を有しているため、応急復旧にあたっては適切な方法で実施する。

### 1 汚染物の除去

災害の発生原因である事業者等は、汚染物の除去及び放射線測定・汚染検査を実施し、異常の有無について、原子力規制庁及び本市に報告する。

### 2 放射線危険区域等の解除

災害の発生原因である事業者等及び本市は、放射線の測定結果等を総合的に判断して放射線危険区域等の規制解除を行う。

その際は、必要に応じて原子力規制庁の指示・助言を得ることとする。

### 3 放射性物質及び放射線対策の終息

本市及び県、関係機関は、災害現場周囲の環境放射線モニタリング等により地域の汚染状況の調査等を行い、異常が無い場合は、原子力規制庁ほか国の専門家の助言を踏まえ、放射性物質及び放射線への対策を終息させる。

## 第6章 大規模火災対策

### 第1節 大規模火災の態様

近年では、消防力の強化、防火地域等の指定や建築物等の不燃化等により、災害救助法適用基準である150世帯以上が消失する大火となることはほぼ無いと考えられる。

しかし、住宅密集地や谷戸地区、大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から大きな被害となることもあり得る。

また、三浦半島中央部にはまとまった山林があり、この地域での火災発生の際は、地形や気象状況等により大規模火災となるおそれがあるため、林野火災への対策も必要である。

このことから、本章では次の災害を想定し、必要な対策を規定する。

項目	概要
想定する大規模火災	<ul style="list-style-type: none"><li>○多数の死傷者が発生する火災</li><li>○大規模な林野火災</li></ul> <p>【災害事例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆昭和57年2月、東京都千代田区のホテルニュージャパンで火災。9階客室から出火し4,186㎡を焼損(死者33名、負傷者34名)</li><li>◆平成14年4月、岐阜県岐阜市・各務原市の両市に跨り林野火災。山林510ha他を焼損(負傷者1名、約16時間にわたり住民1,063世帯3,256人に避難勧告)</li></ul>

### 第2節 情報の収集・伝達

大規模火災の発生の通報を受けた関係部局は、総合対策部及び消防対策部(消防局)に収集した災害情報を報告する。

災害発生の通報を受けた総合対策部及び消防対策部(消防局)は、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、各対策部は、本計画第3部第4章第4節により災害情報の収集・報告等を実施する。

### 第3節 活動体制の確立

#### 1 災害対策本部等の設置

総合対策部は、収集した情報を集約し、発災後速やかに、職員の配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等の必要な体制をとるものとする。

なお、災害警戒本部及び災害対策本部の設置に関する事項は、本計画第3部第2章によるものとする。

## 2 応援及び派遣の要請

総合対策部及び関係対策部は、被害状況の把握に努め、被害の規模に応じて、地震災害対策計画編第3部第20章に定めるところにより、応援協定締結都市、県、関係事業者等に応援を要請する。

## 3 施設管理者の実施する応急対策

施設管理者は、火災の発生を覚知後直ちに消防機関へ通報するとともに、的確に初期消火や利用者の避難誘導などの応急対策活動を実施する。

# 第4節 消火、救助・救急活動

## 1 消火活動

消防対策部は、大規模な火事災害の発生のおそれがあるとき又は発生した場合は、その災害規模に応じて消防部隊を増強し、災害活動組織の強化を図る。

出場後は、速やかに火災の状況を把握するとともに、各種消防活動基準等に基づき、迅速に消火活動を行う。

なお、火災の規模など、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、隣接市町に消火活動の応援要請を行う。

## 2 救助・救急活動

消防対策部は、人命救出・救助活動を最優先で実施し、被災者の早急な把握に努める。

# 第5節 避難対策及び災害広報

## 1 避難対策

本部長（市長）等は、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、本計画第3部第5章により避難勧告・指示及び警戒区域の設定等の必要な措置を行う。

また、消防活動に必要な警戒区域の設定は、本計画第3部第6章第2節により実施する。

## 2 災害広報

総合対策部及び関係対策部は、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報等を市民に適切に提供し、社会的混乱を防止する。

# 第6節 応急復旧対策

各対策部は、火災による所管施設の被災状況の調査や設備の緊急点検を実施し、公共施設の応急復旧を速やかに実施する。

また、大規模な火災により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の復旧・復興に関しては、地震災害対策計画編第4部に準じて講じるものとする。